



ストレスチェック調査票の紛失について

1 概要

労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づき、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、職場環境の改善を図ることを目的とするストレスチェック制度の実施に当たり、職員がストレス状況等を記入した調査票の一部が所在不明となりました。

2 影響

紛失した調査票 82枚（82人分）

3 経緯

7月28日（木）に、所属単位で取りまとめ封筒に入れた状態で人事課に提出された調査票を、機構順に並べ替えた上で段ボール箱に梱包し、委託業者に引き渡しました。

7月28日（木）から8月1日（月）にかけて、委託業者が開封作業を行い調査票の回収状況を確認したところ、2課82人分の調査票が存在しませんでした。

8月2日（火）に委託業者からの電話連絡を受けて事態が判明し、呉市と委託業者の双方で、調査票を捜索しましたが現在まで発見に至っていません。

4 内部統制リスク対応策一覧の記載の有無

記載有無	番号	分類	リスク	リスクの具体例
有	118	情報管理	③ 個人情報の漏えい、紛失	個人情報の記載された書類の紛失

5 原因

調査票を紛失した原因としては、次の二つの可能性が考えられます。

①人事課における取りまとめ作業の中で紛失した。

②委託業者は、開封作業と並行して、開封済みの封筒等を廃棄しており、未開封の調査票を誤って廃棄した。

しかしながら、調査票の引き渡しの際に、呉市と委託業者の双方で調査票の枚数等の現認作業を実施していなかったため、明確な紛失場所、原因の特定には至っていません。

6 対応状況

紛失した調査票を記入した職員に対し、経緯を説明し謝罪するとともに、調査票の再提出を依頼します。

7 再発防止策

個人情報の記載された書類の管理について、これまで以上に厳正に取り扱うよう職員に徹底するとともに、調査票の引き渡し時に、呉市と委託業者の双方で調査票枚数を確認すること、委託業者において開封済みの封筒を一定期間保管することについて、業務委託仕様書に明記することとします。